

東芝機械株式会社 株主の皆様へ

招集ご通知 補足資料

(株主の皆様にお伝えしたいこと)

東芝機械株式会社

2020年3月5日

- 今回の株主総会で株主の皆様にご判断を頂きたいのは、オフィスサポート社（村上世彰氏の影響下にある会社）による当社に対する不適切な買収を許容するのか、当社の経営方針を信認していただけるのか、いずれを選ぶのかということです。
- 当社は現在、新生「芝浦機械」に向けた経営改革プランを断行中です。成長投資と株主還元の方針に沿って各施策を推進しており、独立社外取締役が過半数を占める取締役会がプランの実行を監督しています。2月21日には指名諮問委員会の勧告を受けて、本経営改革プランの実効性確保、M&A戦略強化の観点から代表取締役社長の交代を決定しました。
- オフィスサポート社は、この経営改革プランの公表前に、一般株主から見えない場所で（決算発表の直前時期に）、当社に守秘義務契約の締結と巨額の自社株買いの履行のための協議を執拗に求めました。当社がこれを断ってプラン公表後の対話実施を提案したところ、突如TOB（公開買付）を強行してきました。当社は、買収防衛策を復活させたのではなく、このオフィスサポートによる当社に対する買付行為の是非を「株主の皆様にご判断いただくための対応方針」を定めたのです。
- オフィスサポート社などの買付者は、各種の報道から、村上世彰氏の実質的な支配下にあることは明らかですが、驚くべきことに、彼らはその事実を否定し、それぞれの会社が「別個の事業を営んでおり、一体ではない」と主張してきました。これらの会社は、不動産の売買仲介などを手掛ける未上場会社で、決算公告が未提出である上に、債務超過会社も含まれています。また、外国投資家である村上氏のために活動していることから、現行の外為法への違反が強く疑われます。
- 他方、彼らのTOBは、上限43.82%という事実上の経営支配権獲得を意味する水準であるにも関わらず、TOB後の経営方針を何ら示していません。過度な自己株買いにより「瞬間的にROEを引き上げることを執拗に要求するのみです。
- 当社にとって、巨額の自社株買いを強要されて経営改革プランが阻害されることは、「差し迫った脅威」に他なりません。株主の皆様におかれましては、オフィスサポート社による強引な買付行動の是非を、適切にご判断いただきたいと存じます。特に、機関投資家の皆様におかれましては、スチュワードシップ責任と、アセットオーナーである年金基金等の長期的リターンの観点から慎重なご判断を切にお願い申し上げます。

オフィスサポート社の提案概観

TOSHIBA MACHINE
Shibaura Machine

オフィスサポート

当社

TOBを強行
(強圧性あり/上限43.82%)

大規模
買付

オフィスサポートへの対応方針導入
と対抗措置発動を株主総会に付議

方針なし

経営方針

「経営改革プラン」を断行
(売上1,350億円、営業利益率8%、ROE8.5%、配当性向40%)

400億円～500億円の株主還元
(この協議のために、守秘義務契約の締結を執拗に要請)

資金使途

2023年度までに
成長投資300億円、配当150億円

方針なし

(経営陣を当初は肯定するも後に否定するなど二転三転)

ガバナンス

独立社外取締役が過半数
(11名中6名が独立社外取締役)

最大43%の支配株主を目指すも
村上世彰氏の実質支配を否定し、
個々の会社も「一体ではない」と主張

株主構成

支配株であった東芝の株式売却をうけて
少数株主保護の視点からガバナンス強化

TOSHIBA MACHINE

Shibaura Machine

臨時株主総会に関するQ&A集

株主総会の開催目的は何ですか？

現在、オフィスサポート社など村上世彰氏の影響下にある複数の事業法人が、当社株式を保有し、また、当社株式に対してTOB（公開買付）を行っています。当社は、新生「芝浦機械」に向けた経営改革プランを断行中ですが、オフィスサポート社のTOBは、当社の経営改革プラン実行にあたっての重大な阻害要因です。今回の臨時株主総会は、この**オフィスサポート社による大規模買付を受け入れるか否かに関して、株主の皆様のご意思を確認することを目的として開催するもの**です。

どういう議案について決議をするのですか？

2つの議案があります。ひとつは、1月17日に当社の取締役会がオフィスサポート社からのTOB予告を受けて導入を決議した「対応方針」について株主の皆様にご承認をいただくための議案。もうひとつは、その対応方針に基づいて、実際の「対抗措置」を発動することについて、株主の皆様にご判断いただくための議案です。

換言すれば、「**当社の経営改革プランを信認して頂くかどうかの議案**」とお考えいただきたく存じます。

対抗措置とは何ですか？

株主総会でご承認が得られた場合、当社は、株主の皆様にご新株予約権の無償割当てを行います。この新株予約権は、基準日（2020年4月24日予定）に当社株式を保有する全ての株主様に割り当てられますが、普通株式と引き換えに当社がこの新株予約権を取得する条件が付されているため、株主の皆様は自動的に、当社普通株式を得ることになります。

ただし、大規模買付者やその関係者（オフィスサポート社等）には、普通株式は付与されず、「大規模買付け行為を中止・撤回したうえで、保有割合が20%を下回る範囲でのみ権利行使が認められる」という条件が付された新株予約権が付与されることとなるため、大規模買付者やその関係者が有する株式割合だけが一定程度希釈化することになります。

特定の株主を差別的に取扱うことは問題があるのでは？

まず、誤解が無いように申し上げますと、当社はオフィスサポート社をことさら排斥してきたわけではなく、1年以上にわたって対話を継続してきました。彼らの指摘には的確な内容も含まれており、たとえば、当社が過去の中期経営計画を達成できずにきたこと、足元の株価が低迷していることなどが挙げられます。株主からの指摘が経営に規律をもたらすという意味で、これらの指摘は当社にとって重要であり、当社の独立委員会もこの点を評価しています。

しかし、オフィスサポート社が支配株主を目指すのであれば話は別です。彼らは自らの短期的利益（キャッシュ獲得）だけを専ら求めています。巨額の自己株買いや配当を当社に迫る以外には当社の事業戦略に何らの関心がなく、しかもその要求を一般株主からは見えない場所で（当社と守秘義務契約を結ぶことを執拗に要求しながら）進めようとしてきました。その後、要求が思い通りにならないと知るや、突如としてTOBを強行してきた経緯があります。

当社は、オフィスサポート社によるこうした大規模買付けが、当社の経営改革プランの実行にとって重大な阻害要因となり、当社の企業価値・株主の皆様のご利益を毀損する恐れがあると考えています。そのうえで、「対抗措置」の是非についての最終判断は、株主の皆様に委ねられるべきと考え、株主総会を開催させていただいた次第です。

オフィスサポートのTOBに反対する理由は？

反対理由1. 支配株主としての適格性に疑義：

村上世彰氏の影響下にある多数の事業会社（巷間で旧村上ファンドグループと呼ばれています）は、**決算公告が未提出の非上場会社で占められ、中には債務超過の会社も**含まれます。これまでも株主間での株式譲渡・移転が頻繁に確認されていますが、グループの実態は不透明です。

当社が、これらの会社が「村上世彰氏の実質的な支配下にあること」について確認を求めたところ、彼らはその事実を否定し、あろうことか「**別個の事業を営んでおり、形式的にも実質的にも一体ではない**」と主張してきました。各種の報道であれだけ村上氏がTOBを主導していることを示しているにも関わらず、このような実態からかけ離れた回答を行うことは驚きを禁じ得ません。そして、仮に彼らが別々に活動しながら支配株主を目指すというのならば、そのような行動が当社の企業価値向上に良い影響を与えることなど到底期待することもできません。

さらに重大な問題は、**外為法違反が強く疑われる**ことです。村上世彰氏はシンガポールに居住する外国投資家ですが、日経ビジネス等の媒体で公然と公開買付者として振る舞い、オフィスサポートなどの日本国内の法人を自らの手足として用いることでTOBを推進しています（2018年11月22日の当社とオフィスサポート社の面談では「オフィスサポート社は、村上世彰氏の資産管理のためにある会社である」旨の発言があり、当社で音声データを保管しております）。当社は1987年に所謂「コム違反事件」で外為法違反の責を問われて以降、この法律の遵守に最大限の注意を払ってきました。オフィスサポートのような法令遵守意識に問題がある株主が当社株式に大規模買付けを行う行為自身が、外為法違反のリスクを招来し、当社の事業への甚大な悪影響を及ぼすことが懸念されます。また、万一当局による株式売却命令（外為法においては違反者には買付中止や売却命令の措置が下る場合があることが定められています）があれば支配株主の急変や株価の急落などにつながりかねません。

反対理由2. 短期的かつ過度な株主還元：

当社は、2月4日に公表した経営改革プランの断行こそが、当社の持続的な企業価値向上につながることを確信しています。対して、オフィスサポートは、TOBを通じて、43%の株式取得（実質的に当社の経営支配権の取得）を目指していますが、彼らはTOB成立後の経営方針について**何ら具体的な施策を有しておらず「短期的かつ過度な株主還元」に執着するのみです**。彼らの要求は、一見すればROE経営など、耳触りの良い表現に聞こえますが、巨額の自己株買いが実行されれば当社の成長投資を困難にし、中長期的な株主価値を毀損することが明らかです。

反対理由3. 場当たりので矛盾だらけの主張内容：

オフィスサポートは、TOBを開始した時点（公開買付届出書）では、「現経営陣に経営を担って頂きたい」と言及し、ビジネスパートナーを標榜していました。しかし、2月4日に当社が経営改革プランを公表して以降は、当社の経営責任を追及し始めるなど、**その言動は場当たりので主張内容も二転三転して矛盾しています**。このような株主が支配株主となれば、経営の停滞・混乱は避けられません。

反対理由4. TOBの強圧性：

強圧性とは、「当社の株主が、オフィスサポートが支配株主になることを懸念している場合に、**少数株主として留まることをリスクだと感じて、かえってTOBに応募する動機を持ってしまうこと**」を意味します。TOBにおいては、自分以外の他の株主がTOBに応募するかどうかが見えないことも相まって、少数株主として取り残されるリスクを回避しようと、不本意ながらTOBへの応募を動機付けられるケースがあるのです。今回のTOBは「強圧性を伴うTOB」の典型例と言えますが、オフィスサポートは、この問題について全く理解をしていません。

反対理由5. オフィスサポートら買付者グループの過去の投資事例：

村上世彰氏の影響下にある投資ビークルによる過去の投資事例を見る限り、大規模な自社株買い（高値で保有株式を会社に買い取らせる行為）や、社外取締役を送り込んでから僅か数か月で会社売却の合意に至った事例など、投資先企業から**自らが多額のキャッシュを得ることを最優先にする一方、株主共同の利益の確保や、中長期的な企業価値の向上にはつながらない事例が複数見受けられます**。当社に対するオフィスサポート社の要求も、短期的かつ過度な株主還元をひたすら拘泥していることから、過去の彼らの投資事例のように当社においても企業価値の毀損が懸念されます。

反対理由6. 当社の「対応方針」を無視：

当社のオフィスサポート社に対する対応方針は、「株主による判断スキーム」が特徴であり、取締役会に発動判断が委ねられていた旧来の当社の買収防衛策とは全く異なるものです。不適切な買収提案の是非を、「個別具体的に、株主の皆様判断していただく」ことを目的としており、株主の皆様が適切に判断を下せるよう、大規模買付者からは事前に十分な情報収集を行うことが定められています。しかし、村上世彰氏らは、当社の対応方針を、性急に「防衛策復活・保身」と非難し、定められた対応方針を無視してTOBを開始しました。

その後、**浅慮の判断を取り繕うがごとく、株主総会の開催に応じましたが、ここに至っても、株主意思確認の機会を自ら無視してTOBを強行したにも関わらず、株主総会を早急に開けと態度変容するなど、自己都合な言動が見受けられます**。

株価の低迷についてどう考えているのですか？

株価は会社の業績や成長期待を映すものであり、現在の株価水準は当社の経営陣に対する厳しい評価を反映しているものとして重く受け止めています。

他方、新しく策定した経営改革プランは、これまで留保されてきた資金を成長投資・M&A・株主還元（来年度上半期には特別配当も予定）に振り向けることを明確に標榜した点、独立社外取締役が取締役会の過半数を占める立場から経営改革プランの実行を監督する体制にあることなどの諸点において、従来の中期経営計画とは一線を画するものです。本経営改革プランが達成された暁には、当社株価は、オフィスサポート社のTOB価格を大きく上回っていくものと確信しており、複数の機関投資家様からIR面談において同様のコメントをいただいております。

資本市場から買収防衛策への批判があります

当社の理解では、海外においても、企業価値を毀損する恐れのある買収提案に直面した際には、取締役会（独立社外取締役が過半数を占める取締役会）がいったん買付けを止めさせ、買収者を交渉テーブルに付かせる仕組みが確立していると認識しています。

今回当社が、独立社外取締役のみで構成される独立委員会の勧告を踏まえ、独立社外取締役が過半数を占める取締役会の決議によって「株主判断スキーム」を導入した経緯は、オフィスサポート社の買付という具体的な脅威を認識したうえで行った判断であり、グローバルな資本市場の実務に照らしても決してガバナンス改革への逆行を意味するものではなく、むしろ日本における独立社外取締役の果たす役割の重要性の高まりを示す事実と考えております。

新生「芝浦機械」に向けた経営改革プラン

(要旨)

*経営改革プランの詳細は「東芝機械ホームページ」をご参照ください。

定量目標

2023年度目標値
連結ベース

売上高
1,350億円

営業利益率
8.0%

配当性向
40% 目途
(経営改革プラン期間中)

ROE
8.5%

具体的施策

【組織再編を中核とした経営改革】

- ① これまで個別最適の問題を産み出してきた「事業部制」を廃止し、「カンパニー制」を採用
- ② 生産効率向上・QCD*強化を共通機能として担う「R&Dセンター」「生産本部」を創設
- ③ 最適資源配分と固定費削減に向けた配置転換と希望退職の実施

【成長分野に対応した投資の推進】

- ④ 今後成長が見込まれる分野への用途拡大を目指した成長投資の推進

*QCD : Quality ・ Cost ・ Delivery



投資計画・ 財務戦略

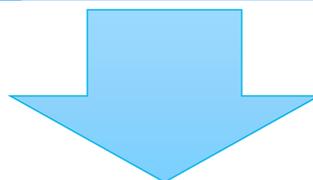
【資本効率 (ROE) の向上を目指した財務戦略の実行】

- ⑤ 手元資金を高収益企業への変革に向けた投資に充て、収益性と資本効率の向上を行う

2019年度－2023年度キャッシュフロー使途

2023年度で売上高1,350億円・ROE8.5%の達成に向けて、合計300億円の設備・人的投資や適切なM&Aを実行することで、**合計150億円を株主に還元**していく方針

株主価値最大化に向けた原資



来年度は今年度並みの通常配当の他、TOBへの影響を排除した中間配当までの期間に30億円規模の特別配当を計画しております。

今後はエネルギー関連事業と生産性の向上を成長の軸としてポートフォリオを設定

投資分野とキーワード



事業機会

成形機 カンパニー

- ✓ 再生可能エネルギー向けのフィルムや従来プラスチックに代替する**新素材**
- ✓ 自動車の**EV化/軽量化**に必要な大型薄肉部品
- ✓ **5G**普及に係る基地局のアルミ筐体や機器基盤向けベースフィルム

工作機械 カンパニー

- ✓ 自動車の**知能化・高度化**に対応した高精度金型
- ✓ **5G**に対応した電子デバイスの刷新に伴う金型需要

制御機械 カンパニー

- ✓ **生産性の向上**や**人手不足**の解消を目的とした垂直・多関節ロボットや、ヒト協働ロボット
- ✓ **IoT・AI**に対応した制御装置

新規事業への投資、M&A戦略の積極化

新規事業については「R&Dセンター」、M&A/アライアンスについては「M&A推進室」を創設し、各カンパニーの事業価値向上に向けた投資を推進

成形機 カンパニー	<ul style="list-style-type: none">・射出成形機・ダイカストマシン・押出成形機	<ul style="list-style-type: none">・ 欧州や中国における販路拡大に向けたローカル企業への出資/アライアンス・ 押出成形機やフィルム製造装置、塗工装置等の既存製品群のコンポーネント内製化に向けた専門メーカーとのM&A/アライアンス・ 当社未参入領域であるラミネートフィルムや塩ビ分野におけるM&A/アライアンスの模索・ 最先端の素材技術へのキャッチアップと製品開発のための素材・化学メーカーとのアライアンス
工作機械 カンパニー	<ul style="list-style-type: none">・汎用工作機械・超精密加工機	<ul style="list-style-type: none">・ 汎用機専門メーカーとの統合による生産効率化・事業移管の推進・ 精密加工機分野における精密穴あけ技術や横型MC技術の獲得のためのM&A・ 欧州地域における販路獲得のための出資/アライアンス
制御機械 カンパニー	<ul style="list-style-type: none">・制御機械・ロボット	<ul style="list-style-type: none">・ 垂直多関節ロボットやヒト協働型ロボット等、ロボットにおける成長分野で必要とされる技術獲得のためのSier・ロボット開発企業とのアライアンス・ 当社の総合力を生かしたシステムエンジニアリング領域等の新規事業の創出・拡大

添付資料：

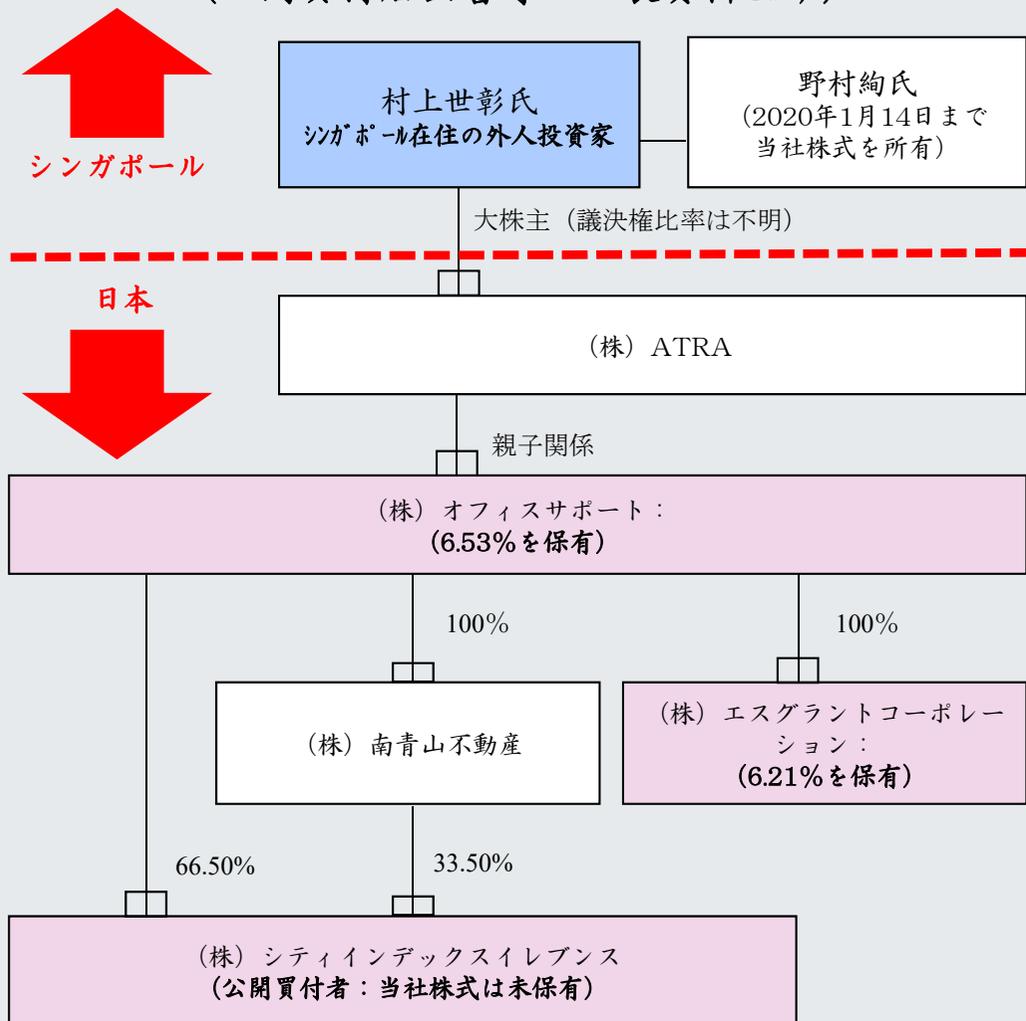
- ・ TOBへの反対理由、
- ・ 当社コーポレートガバナンス体制
- ・ スケジュール

*当社株式に対する公開買付けに関する意見表明（反対）の詳細は「東芝機械ホームページ」をご参照ください。

TOBへの反対理由：
支配株主としての適格性に疑義（外為法違反など）

【公開買付者グループの資本構造】

（公開買付届出書等の公表資料より）



各社の決算公告が未提出

エスグラント社は債務超過の状態

外為法違反の疑い

外国投資家である村上世彰氏は、日経ビジネス等の媒体で公然と公開買付者として振る舞い、**オフィスサポート社やエスグラント社を自らの手足として用いることで本公開買付けを主体的に推進**。（オフィスサポート社が当社に来社した際には「オフィスサポートは、村上世彰氏の資産管理のためにある会社である」と発言している）。

これらの行動は、外為法違反（第27条第13項）が強く疑われ、法令遵守意識に疑義ある買付者が支配株主となることにより、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益が毀損される懸念もある

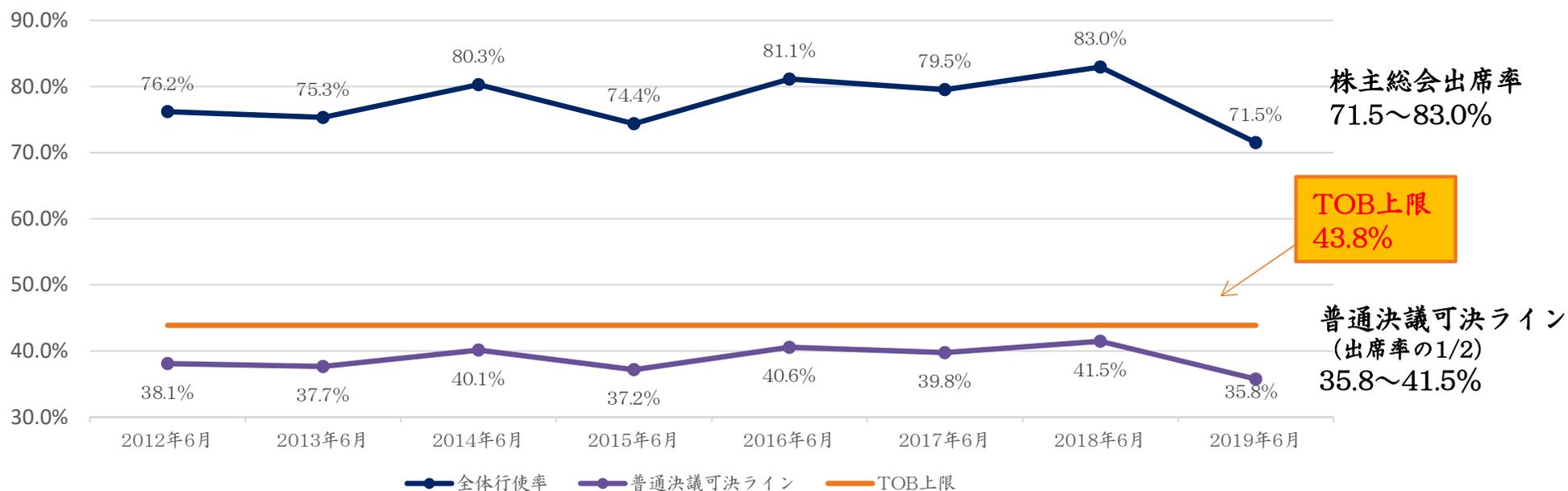
村上世彰氏の実質的支配を否定

マスコミ報道等から、公開買付者グループを実質的に支配している主体が村上世彰氏であることは明らかだとして確認を求めたところ、その事実を否定し、**それぞれの法人が別個の事業を営んでおり、一体ではない**と主張

TOBへの反対理由： 実質的な支配権獲得を目指しているが経営方針を持たない

- 公開買付けの上限43.82%は、当社株主総会における過去の出席率を踏まえれば、**実質的に支配権の取得を意味する水準**だが、公開買付者グループは経営方針を一切示していない
- 当社の株主が、公開買付者グループの支配下で当社の企業価値が毀損すると考えている場合には、少数株主として留まるよりも、たとえ公開買付けの条件に不満があっても、かえってTOBに応募する動機を持つことになる。**今回の部分的TOBは強圧性を有する典型的な買付け手法と評価される**

当社株主総会における出席率推移（議決権行使率）



TOBへの反対理由：
過去の投資事例を踏まえると企業価値毀損の可能性が高い

TOSHIBA MACHINE
Shibaura Machine

投資対象

活動内容

オフィスサポート（村上氏の影響下にある法人）の事例

アコーディア・ゴルフ

株式の取得を開始してから約1年10か月で臨時株主総会の請求を行うなど、様々な働きかけを行い、その保有株式を**大規模な自社株TOB**により高値で買い取らせ、**大規模な株主還元**をも引き出すことで、多大な利益を得ている

黒田電気

市場で大量の株式を取得し、臨時株主総会の請求や経営陣に対する威圧など、様々な働きかけを行った上、社外取締役を送り込んでから約4か月で保有する同社株式全ての売却合意を行い、さらに、**当該行為からわずか約4か月後には実際に株式の全てを売却し、多額の利益を獲得**

レノ（村上氏の影響下にある法人）の事例

ヨロズ

横浜地裁決定において、「同社株式を大量に買い付けた上、同社の経営陣に様々な圧力をかけることによって、買い集めた大量の同社株式を**短期間のうちに同社やその関係先に高額で売り付け、多額の利益を享受することを目的としており、その障害となる買収防衛策を廃止することを企図している**と推認できる旨」が認定されている

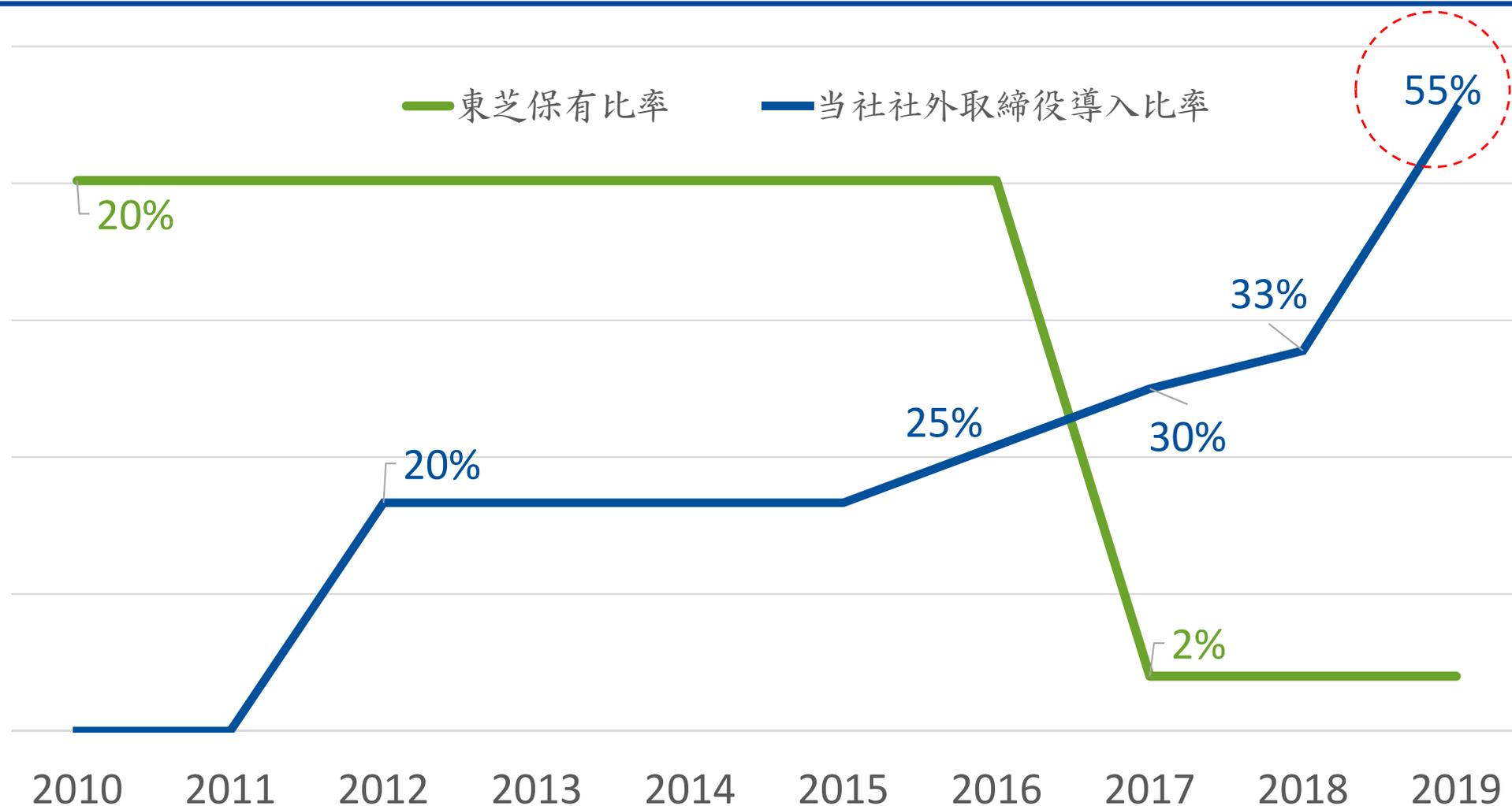
資料：当社コーポレートガバナンス体制

- ✓ 2019年6月総会にて監査等委員会設置会社に移行。独立社外取締役比率は過半数超
- ✓ 取締役会における独立社外取締役比率・・・11名中6名[54.5%]
- ✓ 指名諮問委員会、報酬諮問委員会における独立社外取締役比率・・・それぞれ5名中4名[80.0%]
- ✓ 2020年2月21日付で坂元繁友が代表取締役社長に就任（経営改革プランの推進体制の強化）

No.	氏名	役職	出身/経歴	東証 独立役員	指名諮問委員会 (任意)	報酬諮問委員会 (任意)	独立委員会 (対外レポート)
1	飯村 幸生	代表取締役会長 最高経営責任者			委員長	委員長	
2	坂元 繁友	代表取締役社長 最高執行責任者 社長執行役員					
3	小林 昭美	取締役 専務執行役員					
4	三上 高弘	取締役					
5	佐藤 潔	独立社外取締役	経営者	東証 独立役員	委員	委員	独立委員会 委員
6	岩崎 清悟	独立社外取締役	経営者	東証 独立役員	委員	委員	独立委員会 委員長
7	井上 弘	独立社外取締役	経営者	東証 独立役員	委員		
8	寺脇 一峰	独立社外取締役	弁護士	東証 独立役員		委員	独立委員会 委員
9	高橋 宏	取締役（常勤監査等委員）					
10	小倉 良弘	独立社外取締役（監査等委員）	弁護士	東証 独立役員	委員	委員	
11	宇佐美 豊	独立社外取締役（監査等委員）	公認会計士	東証 独立役員			

資料：当社の独立社外取締役比率の推移

支配株主であった東芝による当社株式の売却に伴い、「ガバナンス強化」
「株主保護」を徹底するべく、独立社外取締役比率を過半数へ引き上げた



資料：スケジュール（2020年2月～）

- 2月26日(水曜日)：招集通知WEB開示
- 3月5日(木曜日)：招集通知発送日
- 3月27日(金曜日)：本臨時株主総会 / 新株予約権無償割当ての取締役会決議(予定)
- 3月31日(火曜日)：定時株主総会 議決権基準日
- 4月16日(木曜日)：オフィスサポート社（子会社シティインデックスイレブンス）によるTOB終了日
（公開買付け期間：2020年1月21日(火)～2020年4月16日(木)までの60営業日）
- 4月24日(金曜日)：新株予約権割当基準日
- 4月27日(月曜日)：新株予約権無償割当ての効力発生日
- 5月上旬(予定)：決算発表（2020年3月期）
- 6月下旬(予定)：定時株主総会
- 6月30日(火曜日)：特別配当基準日（経営改革プランで定めた総額約30億円の特別配当）

- 来年度は今年度並みの通常配当のほか、特別配当を予定しています。
- 特別配当の実施は、オフィスサポート社（子会社シティインデックスイレブンス）によるTOBへの影響が及ばないように配慮し、2020年6月30日を基準日として定めております。

当社は、「新生『芝浦機械』へ向けた経営改革プラン」を断行し、
当社株式を長期で継続保有くださる株主の皆様のご期待に、
投資リターンの回収と株主還元という形でお応えできるよう、
不退転の決意と覚悟を持って邁進する所存です。

オフィスサポート社が支配株主となれば、
本改革プラン推進の障害し、当社の企業価値が毀損することは明らかです。
株主の皆様におかれましては、オフィスサポート社への対抗措置の発動について
ご理解・ご賛同くださいますよう、心よりお願い申し上げます。

第1号議案・第2号議案の双方に
ご賛同ください

TOSHIBA MACHINE



芝浦。それは私たちの原点。

Shibaura Machine

お客様を通じて日本を、そして世界を支えていくこと。
それが「芝浦」のモノづくりの精神です。

東芝機械株式会社

〒410-8510 静岡県沼津市大岡2068-3

TEL (055)926-5006 FAX (055)925-6560 URL : <http://www.shibaura-machine.co.jp/>